

大玉村公告第171号

入札（見積）執行調書

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
※ 指名理由、随意契約とする理由については、裏面のとおり。

指名理由

番号	表 示 項 目	選 定 理 由
1	特殊工法	工法が特殊であるため、特殊な設備又は技術を存する者として選定した
2	緊急工事	災害応急工事等緊急を有する工事なので選定した
3	災害復旧工事 (範囲外対応)	応急工事以外の災害復旧工事で、入札可能範囲外から選定した
4	特別事情による業者不足 (範囲外対応)	特別の事情により、指名対象業者の所在地が限定され、その地域内に入札参加可能範囲内の業者が不足又はいないので、入札参加可能範囲外から選定した
5	当該建築物関連業者	建築物に係る補修工事(附帯する設備工事を含む)で、当該建築物の施工等に関連のある業者なので選定した
6	一般的事業	一般的な事業なので、前記1～5までに該当する者以外の者を選定した
⑦	単独随意契約	単独随意契約の相手方として選定した
8	新規事業	新規事業であるが、施工能力があると認めたため選定した
9	その他	

随意契約とする理由

番号	表 示 項 目	選 定 理 由
1	特殊工法	特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事
2	緊急工事	災害又は施設等の緊急復旧等、緊急に施工が必要な工事
3	継続工事	前工事に引き続き施工される工事で、工期の短縮、経費の節減等が確保できる等有利と認められる工事
4	他発注者との交錯工事	他の発注者の施工中の工事と交錯する工事で、当該施工者に施工させた場合、工期の短縮、経費の節減等が確保できる等有利と認められる工事
⑤	その他	上記工事にあてはまらない工事 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

※ 様式第3号については、表面が入札(見積)執行調書、裏面が指名理由、随意契約とする理由書として両面刷りで使用することとする。